

利用上の注意及び用語の解説

【利用上の注意】

- 1 2014年遡及集計について。
前回調査との比較においては、平成26年（2014年）全国消費実態調査結果を2019年調査の集計方法に合わせて再集計した2014年調査の遡及集計の値を用いているため、2014年の数値は前回発表当時の値とは異なる。
- 2 調査時期に起因する留意事項。
家計収支に関する結果は2019年10月、11月の収支を集計したものであるが、2019年10月は消費税率改定直後にあたるため、その影響を受けているとみられる。
- 3 「1か月平均」とは、2019年10月、11月の2か月間の単純算術平均である。
- 4 統計表中の数字は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。
- 5 統計表中の「－」は、該当数字のないものを示す。
- 6 集計世帯数が少ない結果については、標本誤差が大きいため注意を要する。

【参考】2019年全国家計構造調査 集計世帯数（概数）一覧表

調査の種類	家計		所得		資産・負債	家計	
世帯の種類	二人以上					単身	
世帯区分	全世帯	勤労者世帯	全世帯	勤労者世帯	全世帯	全世帯	勤労者世帯
全国	31,930	17,360	63,510	35,100	62,000	8,370	4,240
長崎	610	300	1,140	600	1,110	140	70
(表番号)	表1	表2	表3	表3	表4	表1	表2

【用語の解説】

○世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

○世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」「無職世帯」「その他の世帯」に分類される。

- ・勤労者世帯：世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯
- ・無職世帯：世帯主が無職の世帯
- ・その他の世帯：勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯

※世帯主が社長、取締役など会社団体の役員である世帯は「その他の世帯」とする。

○収入と支出

収入と支出に分類される項目を大別すると、次のとおりである。

収入は、勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めた「実収入」、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び月初めの手持ち現金残高である「繰入金」に分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの支出を集めた「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び月末の手持ち現金残高である「繰越金」に分類される。

以上の収支項目の構成を表で示すと、次のとおりである。

収入	支出
収入総額	= 支出総額
実収入	実支出 消費支出 非消費支出
実収入以外の受取（繰入金を除く） 繰入金	実支出以外の支払（繰越金を除く） 繰越金

○可処分所得

実収入から税金、社会保険料などの非消費支出を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。

$$\boxed{\text{可処分所得} = \text{実収入} - \text{非消費支出}}$$

○平均消費性向

可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

$$\boxed{\text{平均消費性向} = \text{消費支出} \div \text{可処分所得} \times 100}$$